

平成 30 年度特別養護老人ホーム設置者募集に関する質問回答

平成 30 年 11 月 30 日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

平成 30 年 11 月 16 日（金）に開催いたしました「設置者募集説明会」の参加者からのご質問への回答は次のとおりです。

なお、募集要項の 16 ページから 21 ページに記載している預金残高証明書の「提出に当たっての注意事項」に記載の「後日、介護事業支援課が指定する日」は「平成 30 年 11 月 20 日（火）」とします。

☆ 質問一覧 ☆（QNo. は下記「回答一覧」の Q & ANo. に対応します。）

○募集要項について

- Q 1 提出書類の原本証明について (募集要項 16 ページ～17 ページ)
- Q 2 選定後の計画の変更について (募集要項 10 ページ)

○てびきについて

- Q 3 社会福祉法人新設時の事業資金について (てびき 20 ページ)
- Q 4 社会福祉法人新設時の理事就任について (てびき 20 ページ)

○提出書類について

- Q 5 様式 2-1 2 (5)「同種施設の状況」の記載方法について (様式 2-1)
- Q 6 様式 2-1 2 (5)「同種施設の状況」の記載方法について (様式 2-1)
- Q 7 様式 14 融資見込証明書について (様式 14)
- Q 8 様式 9 償還計画書 別紙 2, 3 について (様式 9)
- Q 9 様式 2-1 2 (4) 施設予定地までの交通条件について (様式 2-1)

★ 回答一覧 ★

質問内容と回答

○募集要項について

Q 1 提出書類の原本証明について (募集要項 16 ページ~17 ページ)

募集要項の提出一覧表内の「法人理事長印により原本と相違ない旨の証明」は文書内の空白スペースに押印、記載でよろしいでしょうか。別紙にて添付が必要でしょうか。

A 1 文書内の空白スペースに押印、ご記載ください。

Q 2 選定後の計画の変更について (募集要項 10 ページ)

説明会の中で、施設運営、人材確保など選定後の変更は認めないと記録しておりますが、募集対象外の施設を併設する場合、例えばデイサービスを併設する予定を障害者の施設に変更は可能でしょうか。

A 2 応募受付期限終了後から選定までの間に応募者の都合による計画の変更は認めておりません。選定後の計画変更については協議によるところとなりますが、募集対象施設（特別養護老人ホーム）の資金計画や事業収支計画等に大幅な変更が生じる場合等は、選定を取消しする場合があります。詳しくは募集要項 10 ページ 8(4)をご確認ください。

○てびきについて

Q 3 社会福祉法人新設時の事業資金について (てびき 20 ページ)

①法人設立時の運営費資金と②年間事業費の 12 分の 2 以上の資金については、いつどのような形で証明するのか。

A 3 当該資金を様式 10 資金計画書に計上してください。財源については、預金残高証明書等で確認いたします。なお、当該資金は自己資金もしくは贈与金で準備する必要があります。

Q 4 社会福祉法人新設時の理事就任について (てびき 20 ページ)

説明会の中で、社会福祉法人の理事について、県外の方は理事業務に参加できないため選任しないようにという内容の説明があったと記録しておりますが、就任予定理事 6 名の内 1 名を県外在住者で予定しておりますが、1 名でも選任は避けた方がよろしいでしょうか。

A 4 説明会の内容は、実際に法人運営に参画できない方は適当ではないという趣旨です。指導監査

ガイドラインでは、理事会の重要性に鑑み、実際に理事会に参加できない者を名目的・慣例的に理事に選任し、その結果、理事会を欠席することとなるのは適当ではないとされています。継続した欠席が生じないよう理事会に出席し、法人運営に参画できるか否かでご判断ください。

○提出書類について

Q 5 様式 2-1 2 (5)「同種施設の状況」の記載方法について (様式 2-1)

自法人運営施設のみを記載するものでしょうか。それとも、他法人運営施設を記載するものでしょうか。

A 5 自法人・他法人問わずご記載ください。

Q 6 様式 2-1 2 (5)「同種施設の状況」の記載方法について (様式 2-1)

同一中学校区内・半径 1km 圏内について、どちらか一方でも当てはまる施設は全て記載という事でしょうか。

A 6 お見込みのとおりです。

Q 7 様式 14 融資見込証明書について (様式 14)

様式 14 融資見込証明書について、福祉医療機構以外から借入（協調融資）を予定している場合は、福祉医療機構と協調融資機関の両方を提出するという事でしょうか。

A 7 様式 14 融資見込証明書は、民間金融機関（協調融資を含む）が対象となります。福祉医療機構からの融資見込証明書は不要です。

Q 8 様式 9 償還計画書 別紙 2, 3 について (様式 9)

様式 9 償還計画書 別紙 2, 3 について、償還計画書 [様式 9] 作成にあたっての注意事項には「借入先毎の平成 29 年度以降の償還合計額の集計を作成してください」と記載されていますが、初期値が 31 年度からで入力されています。こちらで 29 年度からに修正して作成する事でよろしいでしょうか。

A 8 様式のとおり平成 31 年度以降についてご記載ください。「償還計画書 [様式 9] 作成にあたっての注意事項」については、「平成 29 年度以降」を「平成 31 年度以降」に訂正いたします。誠に申し訳ありませんでした。

Q 9 様式 2-1 2 (4) 施設予定地までの交通条件について (様式 2-1)

バス (市営・宮城交通) の市営か宮城交通を選択する際は、非該当に取り消し線でもよろしいでしょうか。(他記載事項でも共通の方法にしたいと思います。)

A 9 非該当に取り消し線でも構いません。